

## 全県分の調査結果

全県分とは、県内に立地する 57 ゴルフ場のうち、平成 28 年度に本県が調査を実施した 9 ゴルフ場及び政令市が調査を実施した 16 ゴルフ場（岡崎市（5 ゴルフ場）、春日井市（2 ゴルフ場）及び豊田市（9 ゴルフ場））の計 25 ゴルフ場を指す。

### 1 ゴルフ場農薬水質調査結果総括表（全県分）

区 分	調査実施ゴルフ場数		延べ検体数		
		指針値超過		分析した農薬の種類	指針値超過検体数
殺虫剤	20	0	62	15	0
殺菌剤	24	0	114	32	0
除草剤	13	0	33	19	0
植物成長調整剤	9	0	11	3	0
全 体	25	0	220	69	0

注：延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

## 2 農薬別の水質調査結果（全県分）

(単位：mg/L)

区分	農薬名	測定結果	指針値
殺虫剤	イソキサチオン	N.D.	0.08
	イミダクロプリド	N.D.	1.5
	エトフェンプロックス	N.D.	0.82
	クロチアニジン	N.D. ~ 0.002	2.5
	クロラントラニリプロール	N.D.	6.9
	クロルピリホス	N.D.	0.02
	ダイアジノン	N.D.	0.05
	チアメトキサム	N.D. ~ 0.008	0.47
	チオジカルブ	N.D.	0.8
	テブフェノジド	N.D.	0.42
	ビフェントリン	N.D.	0.26
	フェントロチオン (MEP)	N.D.	0.03
	フルベシジアミド	N.D.	0.45
	ペルメトリン	N.D.	1
メトキシフェノジド	N.D.	2.6	
殺菌剤	アズキシストロビン	N.D.	4.7
	イソプロチオラン	N.D.	2.6
	イプロジオン	N.D.	3
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩 (注3)	N.D.	0.06 (イミノクタジンとして)
	イミベンコナゾール	N.D.	0.26
	エトリジアゾール	N.D.	0.04
	オキシ銅 (有機銅)	N.D.	0.2
	キャブタン	N.D.	3
	クロロタロニル (IPN)	N.D.	0.4
	クロロネブ	N.D.	0.5
	シアゾファミド	N.D.	4.5
	チウラム	N.D.	0.2
	チオフアネートメチル	N.D.	3
	チフルザミド	N.D. ~ 0.003	0.37
	テブコナゾール	N.D.	0.77
	トリフロキシストロビン	N.D.	1
	トルクロホスメチル	N.D.	2
	バリダマイシン	N.D.	12
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	N.D.	1
	ピリベンカルブ	N.D.	1
	フルキサピロキサド	N.D. ~ 0.001	0.55
	フルジオキシニル	N.D.	8.7
	フルトラニル	N.D.	2.3
	プロパモカルブ塩酸塩	N.D.	7.7
	プロピコナゾール	N.D.	0.5
	ペンシクロン	N.D.	1.4
	ペンフルフェン	N.D.	0.53
	ボスカリド	N.D.	1.1
	ホセチル	N.D.	23
	メタラキシル及びメタラキシルM (注4)	N.D.	0.58 (メタラキシルとして)
メトコナゾール	N.D.	0.5	
メブロニル	N.D.	1	
除草剤	アシュラム	N.D.	10
	イマゾスルフロン	N.D.	注7
	キノクラミン (ACN)	N.D.	0.055
	シクロスルフアムロン	N.D.	0.8
	ジチオピル	N.D.	0.095
	シマジン (CAT)	N.D.	0.03
	チオベンカルブ	N.D.	0.2
	トリクロピル	N.D.	0.06
	ナプロバミド	N.D.	0.3
	ピラフルフェンエチル	N.D.	4.5
	ピリプチカルブ	N.D.	0.23
	ピロキサスルホン	N.D. ~ 0.002	0.5
	ブタミホス	N.D.	0.2
	フルボキサム	N.D.	0.21
	プロピザミド	N.D.	0.5
	ペンディメタリン	N.D.	3.1
ペンフルラリン (ベスロジン)	N.D.	0.1	

除草剤	メコプロップカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩、メコプロップ P イソプロピルアミン塩及びメコプロップ P カリウム塩 (注 5)	0.001	0.47 (メコプロップとして)
	MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩 (注 6)	N.D.	0.051 (MCPA として)
植物成長調整剤	トリネキサバクエチル	N.D.	0.15
	フルルプリミドール	N.D.	0.39
	ベンジルアデニン	N.D.	1.6

注1 測定結果の N.D.は報告下限値未満を示す。

注2 各調査機関により報告下限値は異なる。

注3 イミダジンアルベシル酸塩及びイミダジン酢酸塩をイミダジンとして測定し、指針値を評価している。

注4 メタキシル及びメタキシル M をメタキシルとして測定し、指針値を評価している。

注5 メコプロップカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩、メコプロップ P イソプロピルアミン塩及びメコプロップ P カリウム塩をメコプロップとして測定し、指針値を評価している。

注6 MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩を MCPA として測定し、指針値を評価している。

注7 イゾスルフォンは指針値が設定されていない。